

(大正14・8・30付、香川新報)

—大東川と水害—

宇多津の街を東西に二分して南北に貫流する

大東川は、流域延長共に大河川とは言えない（中河川）が、勾配の緩い、氾濫の多い河川で、大正元年と同七年の水害が、近代の二大水害と記録されている。

(大正元年9・25付、香川新報)

二十二日夜より二十三日午前にかけて吹き荒み、降り続いた暴雨のため全県下の被書筆紙に盡くすべくもあらず……

近年の一大惨事として聞くも身の毛の悚立つものあり……。

被害状況

県下河川の堤防はほとんど決済、国・県道の橋梁も全て流失。浸水家屋一六、〇〇〇戸、流失三〇〇戸、崩壊一五〇戸、死傷者一五〇名。汽車・電車とも不通にて、田畠の荒廃約百町歩余にて未曾有の大損害。坂出では西庄字金山で山崩れ、綾川の決済で全町に浸水。二十三日に至るも減水せず、却つて増水をなしつつある。

宇多津の状況

二か所で決済した大東川の氾濫で家屋の流失一五戸、行方不明の者ありて甚だ混乱を極めたり。また二十二日の夜間、同町冲にて石炭船住宝丸沈没、船長他二名、同じく石炭船龍王丸船長他三名が行方不明。

(大正9・1・23付、香川新報)

—役場庁舎の火災— 大正九年(一九二〇)一月五日の聖徳院の

火事に続いて、同月二十一日、役場庁舎を全焼する火災が起きた。

室内一面の火となり入ることを得ざりき。警鐘台は役場の隣

接地に在り、直ちにこれを乱打したるも少時にして烟に巻かれて、警鐘台におけること能わざるに至りしためあまり用をなさず。消防夫の駆けつけたるときは既に手の着けようもない状態になりたり。幸い役場は独立したる一軒家なりしため他に類焼は免れ、午前六時鎮火したるが、役場の公文書類は前記一冊の戸籍簿を取り出したるのみにて全部鳥有に帰したるが、現金三百円と町有財産関係書類を入れありたる金庫は、崩れた壁の下敷となりたるため異状なかりしが、この建物の損害一千円位という。

また書類の全部を焼失したるはその例なし。発火の原因は不明なるも且下取調べ中。

大正十三年、高松市役所も火災で全焼、損害一〇万円といわれているが、この場合書類はほとんど持ち出されている。

その後、役場は浜町に仮住いしたあと、宇多津銀行の跡(元大会所建物)に移転。新しく栄町に新庁舎(網の浦一、九〇〇番地、大正十四年九月竣工、工事費二万五、二〇〇余円)の落成まで、この会所跡で行政事務を続けた。

—電話の開通—

大正十三年(一九一四)四月一日、宇多津に電話が開通した。交換手による差込み式手動交換機が郵便局に設置され、宇多津にも漸く文明開化の足音が聞こえた

と報じ、県下の被害の全貌不明とある。

大正七年九月十四日の暴風雨による大東川流域の水害を、新聞は次のように報じているが、前記大正元年の全県的被害に比較して、この水害は宇多津地域に集中された感がある。

宇多津方面は、法勲寺・坂本よりの濁水と、栗熊・富熊両村の溜池決済のため大東川に流入したる水勢激甚にして、新町橋は一瞬に墜落、新町・浦町・田町・大門・聖通寺に於いて軒に達する浸水家屋三〇〇戸。濁水は更に大塩田を襲い、製塙二十万斤を流失した。(県下の損害二百万円以上)

とあるように、全県的には前回(大正元年)の被害が大きく、今回の水害は宇多津地域では近代最悪のもので、「濁流を牛や家具が一面に流れ行く。」のを見たと伝えられる水害であった。

—役場庁舎の火災— 大正九年(一九二〇)一月五日の聖徳院の

火事に続いて、同月二十一日、役場庁舎を全焼する火災が起きた。

(大正9・1・23付、香川新報)

「宇多津町役場全焼す。」昨一月二十一日未明(午前四時頃)

宇多津町役場小使室より発火。折柄の強風に煽られ、瞬く間に火の手は八方に拡がり大火となつた。宿直員が発火を認めた際は、既に火が炊事場全部に及びおり、僅かに戸籍簿一冊を取り出したるのみにて、二回目に室内に入らんとせし際は名が括かれた。

といわれ、この開通祝賀式を伝えた新聞記事に

同町有志長尾・井原・堺・池田氏等相寄り奔走中であつたが、愈々凡べての工事竣工。本日から開通することとなり、当日本妙寺で盛大な祝賀式を挙行。広島通信局長代理・近藤部長はじめ近隣市町村長他百三十名が出席。坂出本券より芸妓数名が招かれた。

とあるが、当時の加入電話機数は三五、五〇番(公共を含む)までの番号を取り扱う交換手の夜勤も長閑なものであつたという。

—農民組合— 大正十一年(一九二二)春頃、農民組合の結成が

全国的に挙げられた。大正デモクラシーと社会的不況は、農民にとっても例外ではあり得なかつた。標準収穫高六俵余りと推定された宇多津地区でも、当然地主に対する年貢米軽減の闘いはあつた。

伏石事件や金蔵寺龍川事件など、警察の弾圧にも屈せず県下で小作争議が散發した大正十四年、宇多津でも農民組合の結成を見た。大門(現第三投票所の北側)に組合事務所が設けられ、金井権八・西尾熊吉・山分常次郎・磯野長平などがリーダーとなつて、地主側との折衝の正面に立つたといわれる。

しかし、これらの人たちの人柄、特に金井権八の談合の筋が明快で、その後とも宇多津には刑事案件に発展するような事案は起らなかつた。ただ組合事務所前に設けた石標の記事が不穏であると、當時

一大同団結による真空式合同機械製塩工場—昭和二十三年五月、計画に基く真空式合同機械製塩工場（製塩規模年間三万t、これまで傘下一三三ヶ所で個々に平釜で煎熬していた）が完成した。後に建設された他地区は二、三工場に分かれたのに比べ、二地区が大同団結して、塩田の良好な立地条件に加え、大規模化の「集合立地」の条件を具備することになった。これは宇多津三会社以来の伝統と関係組合員の協力一致によるものである。（以上は行幸記念碑の碑文に銘記されている。）

—南海震災と堤防復旧— 戦時中、昭和十五年の物価統制に伴う会社の小作料値上抑制に加えて、人と物の不足により堤防などの保全も充分できなかつた。そして昭和二十一年十二月二十六日、南海震災により塩田堤防及び製塩施設は未曾有の損害を被り、かつ地盤沈下は三〇～四〇cm（現在のところ沈下一四cm）に達し、台風・高潮に備え嵩上工事を行つた。なおも戦後の台風灾害は多く、改修と復旧に努め、周到な堤防管理を行つた。その後、高潮に際して地元警防団の応援も得て、他地区と異なり、堤防の決済と塩田の荒廃を免れたことは公私関係者及び地域の協力によるものである。

—規模拡大と標準型真空蒸発缶の新設— 機械製塩設備の創設以後、機部の電触問題とともに塩田生産能力の増大に応じ切れず、昭和二十八年五月には外側型加熱式真空蒸発缶を標準型真空蒸発缶—加熱

面積一、八五三m²、四重効用（後に一缶増設して五重効用加熱面積二、二五三m²）一に、既設分を廃除の上、多額の設備費をもって新設した。これは、入浜塩田から流下式転換による塩田生产能力が倍増したこととに適合し、七五、〇〇〇tの生産を可能にしたものである。

—入浜式塩田より流下式へ転換— 昭和二十九年から三十二年にかけ約一〇億円の工事費をもつて、在来の入浜塩田を枝条架を伴う流下式塩田に二年余の短い工事期間で完了した。二〇〇町歩（一九八ha）の塩田地盤に要した粘土量は約二二万m³（対岸の玉島より浮輸送）である。また、この流下式転換により多数の従業員が離職した。塩田廃止時の規模

- 流下盤 一七三・五町歩
- 濃縮台 二〇、三〇一m
- 枝条架 五一ニ基

面積 二四五、五六一m²

体積 一、〇八二、〇〇六m³

○塩田操業用の設備

モーター・ポンプ 八〇一台 電力 一、六四九kw

各種海咸水槽容量 九六、七三三kl

塩田作業については、枝条架飛防止のため風速風向に応ずる正常運転が要請され、地域住民その他の理解ある協力を得て生産減を防止できた。